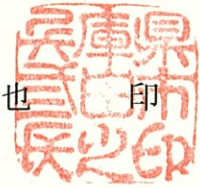


(様式5)

三地第224号の2
令和6年2月22日

社会福祉法人 三田市社会福祉協議会
会長 大澤 洋一 殿

三田市長 田村 克也



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)

令和6年(2024年)2月25日から

令和11年(2029年)2月24日まで